

須坂市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施園の意見について

1 こども誰でも通園制度の概要、申請の経過及び意見聴取の目的

こども誰でも通園制度とは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で利用できる制度です。

2026年6月、学校法人聖母マリア学園 マリアこども園北須坂分園から認可申請書及び確認申請書の提出があり、市は条例等の法令に基づき審査をした結果、認可及び確認について適当と判断しました。

つきましては、市条例に基づき、私立園において事業を実施する場合は、市が認可及び確認を行う前に「子ども・子育て会議」の委員に意見聴取をおこなうこととしております。

2 こども誰でも通園制度 実施予定園

学校法人聖母マリア学園 マリアこども園北須坂分園（須坂市旭ヶ丘1986番地 2）

3 開始予定時期 2026年8月1日

4 認可予定施設及び実施方法

項 目	概 要
園名	マリアこども園北須坂分園
施設種別	幼保連携型認定こども園
事業区分	余裕活用型
設置者	学校法人聖母マリア学園
設置場所	須坂市旭ヶ丘1986番地2
保育室等の種類	保育室、便所及び遊戯室(兼用)
受入れ年齢	0歳6か月から満3歳まで
利用方法	柔軟利用
利用定員	利用定員の範囲内
職員配置数	クラス担任配置で対応
食事の提供	給食・おやつを提供
開所日・閉所日	開所日:月～金 10:00～15:00 閉所日:土日祝日、年末年始等
利用料金	1時間当たり300円

5 認可基準の審査結果

認可を行うための基準については、国が定める基準に基づき、市において「須坂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定めています。 基準可否については下記のとおりです。

条例に基づく認可基準の事項

条	条文	基準可否
第1条	「趣旨」	基準を満たしています
第2条	「最低基準の目的」	基準を満たしています
第3条	「最低基準の向上」	基準を満たしています
第4条	「最低基準と乳児等通園支援事業者」	基準を満たしています
第5条	「乳児等通園支援事業者の一般原則」	基準を満たしています
第6条	「乳児等通園支援事業者と非常災害」	基準を満たしています
第7条	「安全計画の策定等」	基準を満たしています
第8条	「自動車を運行する場合の所在の確認」	基準を満たしています
第9条	「乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件」	基準を満たしています
第10条	「乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等」	基準を満たしています
第11条	「他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準」	基準を満たしています
第12条	「利用乳幼児を平等に取扱う原則」	基準を満たしています
第13条	「虐待等の禁止」	基準を満たしています
第14条	「衛生管理等」	基準を満たしています
第15条	「食事」	基準を満たしています
第16条	「乳児等通園支援事業所内部の規程」	基準を満たしています
第17条	「乳児等通園支援事業所に備える帳簿」	基準を満たしています
第18条	「秘密保持等」	基準を満たしています
第19条	「苦情への対応」	基準を満たしています
第20条	「乳児等通園支援事業の区分」 ・一般型と余裕活用型 ・一般型とは、余裕活用型以外のものをいう。 ・余裕活用型とは、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（居宅訪問型を除く）を行う事業所において、その利用定員の範囲内で受け入れするものをいう。	余裕活用型で実施。 基準を満たしています
第21条	「設備の基準」 ・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設ける。 ・乳児室の面積：幼児1人につき <u>1.65 平方メートル以上</u> ・ほふく室の面積：幼児1人につき <u>3.3 平方メートル以上</u> ・保育室又は遊戯室の面積：満2歳以上の幼児1人につき <u>1.98 平方メートル以上</u>	基準を満たしています
第22条	「職員」 ・乳児等通園支援従事者の数： <u>乳児おおむね3人につき1人以上</u> <u>満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上</u>	基準を満たしています

	そのうち半数以上は保育士 一般型は事業所1につき2人を下ることはできない	
第22条 の2	設備及び職員の基準の特例	基準を満たしています
第23条	「乳児等通園支援の内容」	基準を満たしています
第24条	「保護者との連絡」	基準を満たしています
第25条	「設備及び職員の基準」 ・余裕活用型の設備及び職員の基準 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 家庭的保育事業等を行う事業所 須坂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）	基準を満たしています
第26条	「準用」	基準を満たしています
第27条	「電磁的記録」	基準を満たしています
第28条	「補則」	—

※参考:こども誰でも通園制度における認可基準は、保育所等の運営基準に基づき定められていることから、保育所等として認可されている施設での実施の場合は、認可基準はすでに満たされております。

6 確認基準の審査結果

確認を行うための基準については、国が定める基準に基づき、市において「須坂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」で定めています。基準可否については下記のとおりです。

条例に基づく確認基準の事項

条	条文	基準可否
第1条	「趣旨」	基準を満たしています
第2条	「特定乳児等通園支援事業者の一般原則」	基準を満たしています
第3条	「利用定員に関する基準」	基準を満たしています
第4条	「面談」	基準を満たしています
第5条	「正当な理由のない提供拒否の禁止」	基準を満たしています
第6条	「あっせん及び要請に対する協力」	基準を満たしています
第7条	「乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認」	基準を満たしています
第8条	「乳児等支援給付認定の申請に係る援助」	基準を満たしています
第9条	「心身の状況等の把握」	基準を満たしています
第10条	「特定教育・保育施設等との連携」	基準を満たしています
第11条	「特定乳児等通園支援の提供の記録」	基準を満たしています
第12条	「支払」	基準を満たしています
第13条	「乳児等支援給付費の額に係る通知等」	基準を満たしています

第14条	「特定乳児等通園支援の取扱方針」	基準を満たしています
第15条	「特定乳児等通園支援に関する評価等」	基準を満たしています
第16条	「相談及び援助」	基準を満たしています
第17条	「緊急時等の対応」	基準を満たしています
第18条	「乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知」	基準を満たしています
第19条	「運営規程」	基準を満たしています
第20条	「勤務体制の確保等」	基準を満たしています
第21条	「利用定員の遵守」	基準を満たしています
第22条	「掲示等」	基準を満たしています
第23条	「乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則」	基準を満たしています
第24条	「虐待等の禁止」	基準を満たしています
第25条	「秘密保持等」	基準を満たしています
第26条	「情報の提供等」	基準を満たしています
第27条	「利益供与等の禁止」	基準を満たしています
第28条	「苦情解決」	基準を満たしています
第29条	「地域との連携等」	基準を満たしています
第30条	「事故発生の防止及び発生時の対応」	基準を満たしています
第31条	「会計の区分」	基準を満たしています
第32条	「記録の整備等」	基準を満たしています
第33条	「電磁的記録」	基準を満たしています
第34条	「補則」	—

※参考:こども誰でも通園制度における確認基準は、保育所等の確認基準に基づき定められていることから、保育所等として確認されている施設での実施の場合は、確認基準はすでに満たされています。

須坂市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施園の意見について

1 こども誰でも通園制度の概要、申請の経過及び意見聴取の目的

こども誰でも通園制度とは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で利用できる制度です。

2026年6月、社会福祉法人互念会 豊洲保育園から認可申請書及び確認申請書の提出があり、市は条例等の法令に基づき審査をした結果、認可及び確認について適当と判断しました。

つきましては、市条例に基づき、私立園において事業を実施する場合は、市が認可及び確認を行う前に「子ども・子育て会議」の委員に意見聴取をおこなうこととしております。

2 こども誰でも通園制度 実施予定園

社会福祉法人互念会 豊洲保育園 (須坂市大字小河原2405番地の1)

3 開始予定時期 2026年8月1日

4 認可予定施設及び実施方法

項 目	概 要
園名	豊洲保育園
施設種別	保育所
事業区分	余裕活用型
設置者	社会福祉法人互念会
設置場所	須坂市大字小河原2405番地の1
保育室等の種類	保育室、便所及び遊戯室(兼用)
受入れ年齢	0歳6か月から満3歳まで
利用方法	柔軟利用
利用定員	利用定員の範囲内
職員配置数	クラス担任配置で対応
食事の提供	給食・おやつを提供
開所日・閉所日	開所日:月～金 9:00～15:00 閉所日:土日祝日、8/13～8/16、12/29～1/3、3/31、園の行事日
利用料金	1時間当たり300円

5 認可基準の審査結果

認可を行うための基準については、国が定める基準に基づき、市において「須坂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定めています。 基準可否については下記のとおりです。

条例に基づく認可基準の事項

条	条文	基準可否
第1条	「趣旨」	基準を満たしています
第2条	「最低基準の目的」	基準を満たしています
第3条	「最低基準の向上」	基準を満たしています
第4条	「最低基準と乳児等通園支援事業者」	基準を満たしています
第5条	「乳児等通園支援事業者の一般原則」	基準を満たしています
第6条	「乳児等通園支援事業者と非常災害」	基準を満たしています
第7条	「安全計画の策定等」	基準を満たしています
第8条	「自動車を運行する場合の所在の確認」	基準を満たしています
第9条	「乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件」	基準を満たしています
第10条	「乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等」	基準を満たしています
第11条	「他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準」	基準を満たしています
第12条	「利用乳幼児を平等に取扱う原則」	基準を満たしています
第13条	「虐待等の禁止」	基準を満たしています
第14条	「衛生管理等」	基準を満たしています
第15条	「食事」	基準を満たしています
第16条	「乳児等通園支援事業所内部の規程」	基準を満たしています
第17条	「乳児等通園支援事業所に備える帳簿」	基準を満たしています
第18条	「秘密保持等」	基準を満たしています
第19条	「苦情への対応」	基準を満たしています
第20条	「乳児等通園支援事業の区分」 ・一般型と余裕活用型 ・一般型とは、余裕活用型以外のものをいう。 ・余裕活用型とは、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等(居宅訪問型を除く)を行う事業所において、その利用定員の範囲内で受け入れするものをいう。	余裕活用型で実施。 基準を満たしています
第21条	「設備の基準」 ・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設ける。 ・乳児室の面積:幼児1人につき 1.65 平方メートル以上 ・ほふく室の面積:幼児1人につき 3.3 平方メートル以上 ・保育室又は遊戯室の面積:満2歳以上の幼児1人につき 1.98 平方メートル以上	基準を満たしています
第22条	「職員」 ・乳児等通園支援従事者の数: 乳児おおむね3人につき1人以上 満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上	基準を満たしています

	そのうち半数以上は保育士 一般型は事業所1につき2人を下ることはできない	
第22条 の2	設備及び職員の基準の特例	基準を満たしています
第23条	「乳児等通園支援の内容」	基準を満たしています
第24条	「保護者との連絡」	基準を満たしています
第25条	「設備及び職員の基準」 ・余裕活用型の設備及び職員の基準 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 家庭的保育事業等を行う事業所 須坂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）	基準を満たしています
第26条	「準用」	基準を満たしています
第27条	「電磁的記録」	基準を満たしています
第28条	「補則」	—

※参考:こども誰でも通園制度における認可基準は、保育所等の運営基準に基づき定められていることから、保育所等として認可されている施設での実施の場合は、認可基準はすでに満たされております。

6 確認基準の審査結果

確認を行うための基準については、国が定める基準に基づき、市において「須坂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」で定めています。基準可否については下記のとおりです。

条例に基づく確認基準の事項

条	条文	基準可否
第1条	「趣旨」	基準を満たしています
第2条	「特定乳児等通園支援事業者の一般原則」	基準を満たしています
第3条	「利用定員に関する基準」	基準を満たしています
第4条	「面談」	基準を満たしています
第5条	「正当な理由のない提供拒否の禁止」	基準を満たしています
第6条	「あっせん及び要請に対する協力」	基準を満たしています
第7条	「乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認」	基準を満たしています
第8条	「乳児等支援給付認定の申請に係る援助」	基準を満たしています
第9条	「心身の状況等の把握」	基準を満たしています
第10条	「特定教育・保育施設等との連携」	基準を満たしています
第11条	「特定乳児等通園支援の提供の記録」	基準を満たしています
第12条	「支払」	基準を満たしています
第13条	「乳児等支援給付費の額に係る通知等」	基準を満たしています

第14条	「特定乳児等通園支援の取扱方針」	基準を満たしています
第15条	「特定乳児等通園支援に関する評価等」	基準を満たしています
第16条	「相談及び援助」	基準を満たしています
第17条	「緊急時等の対応」	基準を満たしています
第18条	「乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知」	基準を満たしています
第19条	「運営規程」	基準を満たしています
第20条	「勤務体制の確保等」	基準を満たしています
第21条	「利用定員の遵守」	基準を満たしています
第22条	「掲示等」	基準を満たしています
第23条	「乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則」	基準を満たしています
第24条	「虐待等の禁止」	基準を満たしています
第25条	「秘密保持等」	基準を満たしています
第26条	「情報の提供等」	基準を満たしています
第27条	「利益供与等の禁止」	基準を満たしています
第28条	「苦情解決」	基準を満たしています
第29条	「地域との連携等」	基準を満たしています
第30条	「事故発生の防止及び発生時の対応」	基準を満たしています
第31条	「会計の区分」	基準を満たしています
第32条	「記録の整備等」	基準を満たしています
第33条	「電磁的記録」	基準を満たしています
第34条	「補則」	—

※参考:こども誰でも通園制度における確認基準は、保育所等の確認基準に基づき定められていることから、保育所等として確認されている施設での実施の場合は、確認基準はすでに満たされています。

認可及び確認の事務において想定される事務フロー

